

相談の窓口

保健福祉センター(福祉事務所・保健所) 身 知 精 難



問 障害高齢課 障害者支援係 地域支援係

保健福祉センターは、障害のある方の相談に応じ、各種福祉サービスの窓口となります。

青葉区

〒980-8701
青葉区上杉1-5-1
青葉区役所3F
TEL 225-7211 FAX 211-5117

宮城野区

〒983-8601
宮城野区五輪2-12-35
宮城野区役所2F
TEL 291-2111 FAX 291-2410

若林区

〒984-8601
若林区保春院前丁3-1
若林区役所1F
TEL 282-1111 FAX 282-1280

太白区

〒982-8601
太白区長町南3-1-15
太白区役所2F
TEL 247-1111 FAX 247-3824

泉区

〒981-3189
泉区泉中央2-1-1
泉区役所東庁舎1F
TEL 372-3111 FAX 372-8005

青葉区 宮城総合支所

〒989-3125
青葉区下愛子字観音堂5
TEL 392-2111 FAX 392-0250

太白区 秋保総合支所

問 保健福祉課
〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1
TEL 399-2111 FAX 399-2580
※保健所支所 ※一部業務は受付のみ

障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい) 身 難



障害のある方が自立した生活を送れるよう、専門的な相談や支援及び補装具等の判定業務を行っています。

※相談は予約制です。あらかじめ電話でお申込みください。

所在地	電話番号	FAX
〒981-3133 泉区泉中央2-24-1	771-6511	371-7313

北部発達相談支援センター(北部アーチル) 南部発達相談支援センター(南部アーチル) 知



知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。
※相談は予約制です。あらかじめお住まいの区を担当するアーチルへ電話でお申し込みください。

▲北部 アーチル ▲南部 アーチル

名称	担当区域	所在地	電話番号	FAX
北部アーチル	青葉区・宮城野区・泉区	泉区泉中央2-24-1	375-0110	375-0142
南部アーチル	若林区・太白区	太白区長町南3-1-30	247-3801	247-3819

精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台) 精



問 〒980-0845 青葉区荒巻字三居沢1-6 TEL 265-2191 FAX 265-2190

(1)精神保健福祉相談(来所相談)

ご自身やご家族のこころの悩み(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談も含む)について、来所による相談を随時お受けいたします。

※相談は、予約が必要です。あらかじめ電話でお申し込みください。

・相談は無料ですが、医師の診察が必要な場合は有料です。(各種健康保険適用)

・秘密は厳守いたします。

(2)電話相談

こころの悩みに関するさまざまな相談(ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談も含む)をお受けいたします。

※匿名の相談が可能です。秘密は厳守いたします。

名称	電話番号	電話の相談時間
はあとライン	265-2229	月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 金曜日の午前中は精神科医師による精神医学相談を実施 ※土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。
ナイトライン	217-2279	年中無休 18:00～22:00

(3)精神科デイケア

精神科の通院治療の一環として、講座やグループ活動・レクリエーションなどを行っています。

・「就労支援・社会参加コース」、「リワーク準備コース」、「アディクション回復支援コース」があります。

・利用については、あらかじめ電話でご相談ください。

(4)こころの絆センター

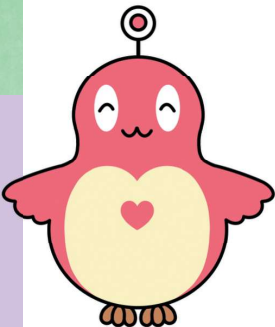
保健、福祉、医療、労働、教育、司法、その他の関係機関と連携しながら、自死を考えている方などの相談支援を行います。

相談専用 TEL 225-5560(こころまる)

開設時間 9:00～17:00 ※土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

〈 広告 〉

障害理解促進キャラクター ココロン



仙台市の障害理解促進のお手伝いをして
くれているキャラクターです。ココロン・カ
フェや福祉まつり「ウエルフェア」等々に登
場します！

※イベント等でココロンのデザイン
等を使用したい場合は、障害企
画課までご相談ください。





t o c o
t o c o
f i r m

一人ひとりに
やさしさと 誠実さと 調和を

発達特性や生きづらさのある方、
ご家族、関係機関のみなさまへ。

お気軽にご相談ください。

TEL022-355-7137

株式会社トコトコファーム

トコトコベース 自立訓練(生活訓練)事業所
日常の不安や困りごとに寄り添う場所です。

見学・体験
受付中

仙台市宮城野区白鳥1丁目34-41
tocotocobase@tocotocofirm.co.jp



障害者の相談支援 (身) (知) (精) (難)



(1) 障害者相談支援事業

障害のある方を対象とした地域の相談窓口です。

① 青葉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所ふらっと青葉	青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎(青葉区社会福祉協議会内)	265-5320	265-5262
障害者相談支援事業所ほっとすぺーす	青葉区荒巻字三居沢12-1	225-6551	212-2520
障害者相談支援事業所とびら	青葉区支倉町2-35(びぽっと支倉内)	261-3664	261-3661

② 宮城野区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所ハンズ宮城野	宮城野区大槻16-2(宮城野障害者福祉センター内)	295-7440	295-7440
障害者相談支援事業所つるがや 地域生活支援センター	宮城野区鶴ヶ谷4-10-9	388-4388	388-4377
障害者相談支援事業所 宮城野雲母倶楽部+らiふ	宮城野区出花1-3-11	254-6757	254-6757
障害者相談支援事業所「ホープ」	宮城野区二の森14-3	293-1051	295-7194

③ 若林区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所びあら若林	若林区遠見塚東8-1(若林障害者福祉センター内)	282-5188	282-5188
障害者相談支援事業所てれんこ	若林区石名坂70	716-8152	716-8118
障害者相談支援事業所くれよん	若林区遠見塚2-16-15(ピボット若林内)	282-4671	282-4672

④ 太白区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所ハンズ太白	太白区長町南1-6-10(太白障害者福祉センター内)	308-8834	308-8834
障害者相談支援事業所 向日葵ライフサポートセンター	太白区袋原5-17-33	741-2880	741-3735
障害者相談支援事業所サポートはぎ	太白区大野田5-23-3	302-7460	746-6882

⑤ 泉区

事業所名	所在地	電話番号	FAX
障害者相談支援事業所ふらっと泉	泉区七北田字道48-12(泉障害者福祉センター内)	771-2728	771-2728
障害者相談支援事業所ソキウス	泉区南光台2-14-55	718-0768	718-0769
障害者相談支援事業所ピース・スマイル	泉区上谷刈字長命3-2	378-3630	342-5662

〈 広告 〉

**グルーピングケアの技法で
人生の質を豊かにする
支援を目指します**

株式会社 ゆめ工房

〒981-3133 仙台市泉区泉中央1丁目23-5

就労継続支援B型事業所

いいね仙台

「ほめ、ほめられ、育つ。明日もまた、通いたくなる場所」個性を大切に、就労への一歩を応援します。見学随時！
定員20名／知的、精神
作業内容：清掃作業、PC分解／クリーニング、クラフト品製作など…

〒984-0821
仙台市若林区中倉3丁目17-55
TEL 022-781-5525 FAX 022-781-5535

企業主導型保育事業

ゆめ保育園

小さな保育園だからできること。目指すのは、ホッとできる「おうち」です。
定員17名／0～2歳
●病児保育 バンビ保育室
定員3名
4か月～小学3年生まで利用可

〒984-0821
仙台市若林区中倉3丁目17-55
TEL 022-766-8864 FAX 022-766-8865

共同生活援助事業所

グルーピングケア仙台

安心安全のサービス
新しい暮らしが始まる

夜間も安心のスタッフ常駐。土日祝も温かい食事をお届け。家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。
ショートステイ【限定1床】受付中！
1床のみのため、お早めにお問い合わせください。
〒984-0823 仙台市若林区遠見塚3丁目14-12
TEL 022-762-7211 FAX 022-762-7236

いいね相談支援事業所

「あなたらしい暮らしに、いいねを」
「将来の生活が不安」「グループホームや日中活動先を探したい」そんな悩みや不安を相談支援専門員と一緒に考え、最適な福祉サービスの利用をサポートします。
TEL 022-762-7219 FAX 022-762-7236
相談事業所は、グルーピングケア仙台の建物内にあります。

(2)その他の相談支援

①発達障害児(者)

北部発達相談支援センター(北部アーチル)・南部発達相談支援センター(南部アーチル)と連携して、訪問等による各種相談や支援活動、交流の場の提供など、地域生活に密着した支援を行います。



事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市自閉症児者相談センター (ここねっと)	若林区遠見塚東8-1(若林障害者福祉センター内)	294-0452	285-2430
仙台市第二自閉症児者相談センター (なないろ)	泉区泉中央2-24-1(北部発達相談支援センター内)	343-7485	343-7486

②視覚障害者

視覚障害のある方とご家族を対象に、福祉サービスの利用や日常生活・就労などの生活全般に関する相談を受け付けています。



事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市視覚障害者支援センター (アイサポート仙台)	仙台市泉区泉中央2丁目24-1 (障害者総合支援センター内)	341-1728	341-1729

視覚障害のある方の社会参加・社会復帰を支援するため、歩行訓練士が家庭などを訪問して、白杖を使用した歩行訓練などの生活訓練を行います。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
日本盲導犬協会仙台訓練センター	青葉区茂庭字松倉12-2	226-3910	226-3990

③就労 P50「就労」をご参照ください。

④ひきこもり

ひきこもりでお悩みのご本人やご家族からの相談をお受けします。電話相談、面接相談のほか、家庭訪問も行っています。

①電話相談:月曜日～金曜日 10:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

②面接相談:要予約

③家族教室:母親教室(月3回)、父親教室(月1回)

事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」	若林区遠見塚1-18-48 (社会福祉法人わたげ福祉会内)	285-3581	285-7505

⑤難病

市内で生活する難病患者やご家族の方からの相談に対し、難病相談支援員が電話や面談、訪問等による支援を行います。



事業所名	所在地	電話番号	FAX
仙台市難病サポートセンター	青葉区木町通1-4-15 交通局本局庁舎7階	796-9131	211-1781



キャラクター
さっち

消費生活センターって

どんなところですか?

消費生活に関する相談などを受け、専門知識を持った消費生活相談員が解決に向けたアドバイスをを行います。

- ☑ メールやハガキで身に覚えのない請求がきた
- ☑ 代金を支払ったのに注文した商品が届かない
- ☑ 突然の電話や訪問で勧誘されて契約してしまったが解約したい
- ☑ ローンやクレジットの返済で困っている
- ☑ 製品の不具合でケガをしてしまった など

仙台市消費生活センター



仙台市消費生活相談ダイヤル

仙台市にお住まいの方または通勤・通学されている方はこちら

022-268-7867

【相談受付時間】 月～金 9:00～16:30 土曜日 9:00～16:00

【休館日】 日曜日・祝日・年末年始

消費者ホットライン

お住まいの最寄りの相談窓口につながります

188(局番不要)



仙台市消費生活センター
ホームページ

相談・支援

高次脳機能障害者の生活相談・支援 (身) (精)



問 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

TEL 771-6511 FAX 371-7313

脳の病気や頭のけがによる後遺症「高次脳機能障害」がある方とその家族の相談に応じ、地域生活の支援を行います。

進行性神経難病の方など重度障害者のコミュニケーション相談・支援 (身) (難)



問 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

TEL 771-6511 FAX 371-7313

仙台市重度障害者コミュニケーション支援センター

TEL 779-6873 FAX 779-6874

会話や筆談が困難な重度障害者の方を対象に、コミュニケーションの確保に向けた相談支援、また重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用を図るための技術的支援を行います。

精神保健に関する相談・支援 (精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

精神保健福祉相談員や保健師などが精神障害のある方や、こころの不調や悩みがある方とそこそご家族の状況に応じ、医療の継続や受診の勧め、生活環境の調整など、生活支援を行います。

精神障害者家族教室 (精)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

精神障害のある方のご家族を対象に、精神障害についての学習や話し合いなどを通して、本人とのよりよい関係づくりや家族同士の交流を図ります。

民生委員児童委員 (身) (知) (精) (難)



問 各区役所 保健福祉センター管理課

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において各種の相談・支援活動を行うとともに、区役所保健福祉センターその他関係機関等への協力活動を行っています。

令和8年9月1日(火)から実施しています

窓口の受付時間は **9:00 ~ 16:30**

変更後の受付時間でのご来庁にご協力をお願いします。

令和8年9月

令和9年2月~

移行期間

窓口受付時間変更(9:00~16:30)

令和9年1月31日までは移行期間とし、受付時間の変更を知らずに来庁された方も対応します。

※区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課は令和8年10月1日から開始します。

対象窓口

- 市役所本庁舎・分庁舎・仮庁舎
 - 区役所・総合支所
 - 窓口のある公所等・消防局・水道局・ガス局
- ※一部窓口を除きます。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。

せんだいオンライン申請サービスでスマホから手続！
住民票の写し・印鑑登録証明書などの取得はコンビニがお得！



仙台市ホームページ
詳しくはこちら

障害者相談員 身 知 精 難



問 仙台市障害者福祉協会

TEL 266-0294 FAX 266-0292

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害・知的障害・精神障害、また、難病や高次脳機能障害の相談と助言を行っています。

聴覚障害者福祉相談員 身



問 健康福祉局障害企画課

TEL 214-8749 FAX 223-3573

聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行っています。

障害者差別解消相談員 身 知 精 難



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

障害を理由とした差別(不当な差別的取り扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談について、専門の相談員が対応します。

不当な差別的取り扱い

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや障害のない人と異なる不利な取り扱いをすること

合理的配慮の不提供

障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたにもかかわらず対応しないこと(負担が過重である場合は除く)

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」



問 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

TEL 398-4894 FAX 398-5070

市役所・区役所のさまざまな制度や手続きなど、市政に関するお問い合わせを年中無休で受け付けています。どの部署に問い合わせたらよいのかわからないときでも、安心してご利用ください。

専用ホームページに市政に関する「よくある質問と回答(FAQ)」を掲載しています。また、有人チャットやAIチャットボットでもお問い合わせを受け付けております。

※コールセンターで回答を完結できない場合は、担当部署に取り次ぎます。

受付時間

午前8時から午後8時まで(年中無休)

土曜日・日曜日・祝休日および年末年始(12月29日～1月3日)は午後5時まで

健康に関する相談

こころの健康相談 精



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが、こころの健康や精神障害者の日常生活・社会参加に関する各種相談をお受けします。

※相談を希望される方は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

依存関連の相談 精



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課、精神保健福祉総合センター

アルコール・薬物(違法・合法問わず)・ギャンブルなど、依存関連のご相談をお受けします。また、家族を対象にミーティングも実施していますのでお問い合わせください。

てんかんに関する相談 精



問 ・日本てんかん協会宮城県支部

TEL 247-0356 FAX 247-0356

・カーレ仙台(てんかん情報・相談センター仙台)

TEL 0223-24-1362

E-mail ten-joho@cello.ocn.ne.jp

FAX 0223-24-2265

URL <https://www.sendai-care.org>

てんかんによる悩みを解決するための相談を行っています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に関する相談 身 難



問 各区役所 管理課

HIV感染者・エイズ患者の方に対する相談支援を行っています。支援団体や当事者団体等の紹介も行っています。

権利擁護に関する相談

仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」 知 精



問 仙台市権利擁護センター TEL 217-1610 FAX 213-6457

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービスなどを適切に利用し自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づいて下記のサービスを提供します。(利用料負担あり。ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。)

名称	内容
利用援助サービス	福祉サービスの情報提供や申し込み手続きの支援、事業者から提供されるサービス内容の確認、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の支援、区役所等から送付される通知などの確認
金銭管理サービス	日常的な生活費のための預貯金の払戻、公共料金の支払などの代行・代理
あずかりサービス	通帳、証書、実印などを預かり金融機関の貸金庫に保管

相談方法 面接・電話・FAXご本人またはご家族、関係者からの相談に応じます。(無料)
※面接による相談は、電話での事前予約をお勧めします。

相談時間 月曜日～金曜日 9:30～16:00(土日、祝日、12/29～1/3は休館日)

所在地 〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台6階
※仙台市福祉プラザの大規模改修工事により、令和9年2月末(予定)まで、上記の仮移転先で業務を行っています。

仙台市成年後見総合センター 知 精



問 仙台市成年後見総合センター
TEL 223-2118 FAX 213-6457

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な状態になっても、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター等の支援者と連携し、市民の成年後見制度の利用を支援します。

相談方法 面接・電話・訪問により、成年後見制度に精通している専門の相談員が対応します。
(無料・要予約)

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(土日、祝日、12/29～1/3は休館日)

所在地 〒980-0011 青葉区上杉1-6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台6階
※仙台市福祉プラザの大規模改修工事により、令和9年2月末(予定)まで、上記の仮移転先で業務を行っています。

成年後見制度利用支援 知 精



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

(1)市長による後見等開始の審判請求

次のような場合で、特に必要と認められるときに、家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求をします。

判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある方で

- ①身寄りがなく、申立て可能な親族がないとき
(※親族申立ては、4親等内の親族が行えます)
- ②親族による申立てが期待できないとき

(2)後見人等報酬の助成

市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求を行った場合や、親族が審判の請求を行う者のうち、一定の条件を満たした場合で、本人が成年後見人等に対して報酬支払い能力がないときは、一定の基準により後見人等の報酬を助成します。

助成対象者 生活保護受給者及びそれに準ずる方(親族等が後見等開始の審判請求を行う場合は、仙台市成年後見総合センターから後見人候補者の推薦を受けた方)

障害者虐待防止・差別解消 相談ダイヤル 身 知 精 難



問 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

TEL 214-8551 (24時間365日対応)

FAX 214-8552

上記に加え、以下でも相談を受け付けます。

障害企画課メールアドレス

メール fuk005330@city.sendai.jp

※下記①、②、④の相談・通報

精神保健福祉総合センターメールアドレス

メール fuk005370@city.sendai.jp

※下記③の相談・通報

各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課、障害者総合支援センター、
精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、
南部発達相談支援センター

障害のある方が、①「家族・親族・同居している人」や
②「障害者施設・障害福祉サービス事業所の職員」、③
「精神科病院の職員」、④「事業主」から虐待を受けてい
る場合の相談・通報等を受け付けます。また、事業者か
ら障害を理由とする差別的取り扱いを受けたり、合理的
配慮を得られずに困っているときも相談を受け付け
ます。

精神科病院における
虐待通報窓口のHPはこちら▶



宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県 障害者差別相談センター 身 知 精 難



問 宮城県社会福祉士会

TEL 727-6101 FAX 727-6102

障害のある方に対する虐待や障害を理由とする差別
に関する県の相談窓口です。障害のある方やその御家
族はもちろんのこと、障害者福祉施設や企業等からの
相談にも随時応じます。

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～13:00
14:00～17:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

補助犬に関する相談 身



問 健康福祉局障害企画課

TEL 214-8163 FAX 223-3573

公共の施設等における補助犬(盲導犬・介助犬・聴導
犬)の同伴や、使用についての苦情相談をお受けしてい
ます。

相談窓
口

高次脳機能障害交流会の開催

高次脳機能障害のある当事者またはその家族がつどい、なごやかな雰囲気の中で普段の生活や不安なこと、困りご
とに関する工夫について話し、情報交換をする場です。

当事者交流会

- 対 象 働いている当事者
- 開催回数 年2回開催(6月、12月)
- 内 容 それぞれの困りごとや仕事、
就労上の工夫等について情
報交換をしています。

家族交流会

- 開催回数 年5回(4月、6月、7月※、9月、11月、12月※、
令和9年2月)
- 内 容 ミニ勉強会と交流会として、普段の生活や不安なこ
と、困りごとに関する工夫等について情報交換をし
ています。
※7月、12月開催は児童期発症の高次脳機能障害児の
家族のための交流会です。

申し込みは市政だより等でご案内します。